

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格※	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
土地建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 塩崎 充博 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。	-	会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	2,010,000	-	-	-	-	-	
土地建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 塩崎 充博 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。	-	会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	7,078,280	-	-	-	-	-	
土地建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 塩崎 充博 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。	-	会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	1,389,220	-	-	-	-	-	
土地建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 塩崎 充博 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。	-	会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	1,320,000	-	-	-	-	-	
土地建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 塩崎 充博 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。	-	会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	823,429	-	-	-	-	-	
土地建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 塩崎 充博 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。	-	会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	820,600	-	-	-	-	-	
遠隔方位測定設備可搬センサⅡ型撤去及び輸送の請負	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 中西 悦子 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和6年12月5日	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	7010401022916	会計法第29条の3第4項 本件は、日本電気株式会社が製作した遠隔方位測定設備可搬センサⅡ型を撤去及び輸送するものであり、作業にあたっては設備機能の保全を伴うものであるため、そのシステム構成及び運用について熟知していることが必須である。 このため、本センサを製作した日本電気株式会社以外には実施することが不可能なため、同社と随意契約を行うものである。	-	9,735,000	-	-	-	-	-	

※同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがある場合は公表していません。